

岩手県告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成31年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 陸前高田市高田町字中宿68の4・68の5・68の7・気仙町字砂盛176の15・178の5（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
  - （2） 保安林として指定された目的 飛砂の防備
  - （3） 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - （ア） 主伐は、択伐による。
      - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 陸前高田市高田町字古川51の44から51の47まで・51の49・51の50・51の52・51の53・51の60（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
- （2） 保安林として指定された目的 潮害の防備
- （3） 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - （ア） 主伐は、択伐による。
    - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。